

# 令和7年度沖縄市保育士試験受験者支援事業業務委託仕様書

## 1. 委託業務名称

令和7年度沖縄市保育士試験受験者支援事業業務委託

## 2. 契約期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで（予定）

## 3. 目的

保育士試験を受験し保育士資格取得を目指す者に対して、本市が保育士試験対策講座を提供することにより、保育士試験の合格者を増加させ、保育士の新規確保を図ることを目的とする。

## 4. 業務内容

保育士試験対策講座のオンデマンド型配信にあたり、次に定める内容を実施すること。

### (1) 収録

ア 略歴、資格、実務経験、学歴等を勘案し、講師を手配すること。

イ 本仕様書「5. (1) 対象試験及び提供講座」を参考に、配信内容を企画し、講師とともに講座内容の収録を行うこと。

※収録に伴う機材等の用意は受託者が行うこと。

ウ 映像の編集を行い、視聴者が理解しやすい内容に仕上げること。

※既にオンデマンド型配信用の収録映像がある場合、「4. (1) 収録」は省略可能。

### (2) 講座受講申込に関すること

ア 募集チラシの作成（データ）

イ ウェブ申し込みフォームの作成（※沖縄市が指定する様式に沿った内容とすること）

※原則ウェブ申込となるが、ウェブ申込が難しい方については、沖縄市が指定する様式にて、紙媒体での申込対応も行うこと。

ウ 申込状況一覧表の作成（※受講者の選定は、市で行う）

エ 受講者選定名簿の作成及び取りまとめ

オ 受講者証の作成及び受講者への送付

### (3) 講座（配信）実施に関すること

ア 収録した映像をオンデマンド型で配信するためのプラットフォームを提供すること。

※配信環境は、PC及びスマートフォンからアクセス可能であること。

イ 講座（配信）日程の設定

ウ テキストの作成及び配布（※必要に応じて）

エ 配信期間中は、講師と協力しながら、受講者からの問い合わせに対応すること

### (4) 講座の受講確認等に関すること

ア 受講者名簿の作成及び視聴状況の確認を行うこと。

イ 受講者の試験結果一覧表を作成し、未受験者については理由を確認すること。

(5) その他

- ・保育士試験合格者の就職先を把握するためのアンケート等を実施すること。
- ・本業務は個人情報を取り扱うため、委託業務の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを慎重かつ適切に行うこと。

## 5. 講座の内容等

(1) 対象試験及び提供講座

以下の対象試験に対し、講座（配信）を実施する。

対象試験	提供講座
令和7年保育士試験（後期試験） 筆記試験:令和7年10月18日・19日	令和7年後期試験対策講座 筆記試験対応
令和8年保育士試験（前期試験） 筆記試験：令和8年4月頃	令和8年前期試験対策講座 筆記試験対応

提供科目

筆記試験科目
保育原理 教育原理 社会的養護 子ども家庭福祉 社会福祉 保育の心理学 子どもの保健 子どもの食と栄養 保育実習理論

(2) 対象者

- ・対象人数 30人程度
- ・講座の受講対象者は、次の各号に掲げる者とする。
  - ア 市内の幼稚園、認可保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設その他児童福祉関係施設（以下「保育所等」という。）に従事する者で、保育士資格取得後、市内の保育所等に従事する予定の者
  - イ 本市に住所を有する者であって、保育士資格取得後、市内の保育所等に従事する予定の者

(3) 受講者の費用負担

講座受講料は原則無料とする。

ただし、次に掲げるもののほか、本業務委託料に定める以外の費用については、受講者の負担と

する。また、受託者は、受講者の費用負担について、あらかじめ受講申込の際に申込者へ説明すること。

受講者負担となる費用

ア テキスト代（※必要に応じて）

※教材費等の金額は、受講者の過度な負担とならないよう考慮すること。

イ インターネット通信費等

## 6. 成果品

受託者は、委託業務完了後 14 日以内に以下のものを提出すること。

- (1) 各保育士試験対策講座の受講者数及び合格者数一覧表。
- (2) 各保育士試験対策講座の受講者名簿及び視聴状況の報告書。
- (3) 各保育士試験対策講座の未受験理由を含む試験結果一覧表。
- (4) 保育士試験合格者の就職先一覧表。
- (5) その他保育士試験対策講座で使用した資料等。

## 7. その他留意事項

- (1) 業務の詳細・日程の管理については沖縄市と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 業務に関連して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。
- (3) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に従い、適切に扱うこと。
- (4) 業務の成果は、沖縄市に帰属する。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、沖縄市と協議の上決定するものとする。